

生駒市規則第 5 号

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項中「2 日」を「3 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。